

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和8年4月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500635号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600002号

## 第1 結論

請求者のA法人B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成2年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成元年4月1日から平成2年3月31日までB事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年4月1日となるべきところ、同年3月31日となっているため、被保険者期間が1か月短く記録されており、納得できない。調査の上、当該喪失年月日を平成2年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間においてB事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のB事業所における平成2年2月の標準報酬月額の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成2年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から資格喪失年月日を同年3月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500661号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600003号

## 第1 結論

請求者のA法人B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年3月30日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成元年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和63年4月1日から平成元年3月31日までB事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成元年3月30日となっており、納付できない。調査の上、喪失年月日を平成元年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、事業主の回答、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間においてB事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のB事業所における平成元年2月の標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500444号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第2600001号

## 第1 結論

昭和33年6月1日から昭和36年11月1日までの請求期間及び昭和37年1月27日から昭和42年6月2日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和33年6月1日から昭和36年11月1日まで  
② 昭和37年1月27日から昭和42年6月2日まで

年金記録では、A社に勤務した請求期間①及び②について、脱退手当金が支給された期間と記録されているが、当該各期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受領もしていないので、当該各期間の支給記録を取消し、当該各期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の請求者の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約2か月後の昭和37年1月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

請求期間②について、前述の被保険者名簿の請求者の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約3か月後の昭和42年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者が請求期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。